

# 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 首藤 健二郎

## 1 日 時

令和8年6月23日（火） 午後2時59分から  
午後4時46分まで

## 2 場 所

第3委員会室

## 3 出席した委員の氏名

首藤健二郎、麻生栄作、阿部英仁、福崎智幸、二ノ宮健治、堤栄三

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

梶田貢、木田昇

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 石井聖治 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第64号議案のうち本委員会関係部分、第75号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (3) 大分県農林水産業振興計画におけるチャレンジ指標等の令和7年度実績について、鳥獣被害とその対策について、令和9年度に事業着工予定の国営事業等について及び令和8年度へ繰越した令和6年度予算の再度繰越（事故繰越し）について、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (5) 県外所管事務調査の行程について協議した。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

|            |     |       |
|------------|-----|-------|
| 議事課議事調整班   | 主査  | 坂口泰弘  |
| 政策調査課調査広報班 | 専門幹 | 富賀見忠明 |

# 農林水産委員会次第

日時：令和８年６月２３日（火）１５：００～

場所：第３委員会室

## １ 開 会

## ２ 農林水産部関係

１５：００～１６：３０

### （１）付託案件の審査

第 ６４号議案 令和８年度大分県一般会計補正予算（第１号）

（本委員会関係部分）

第 ７５号議案 大分県公害被害救済措置条例の一部改正について

### （２）県内所管事務調査のまとめ

①荒廃農地の増加と担い手の減少への対応について

②所有者不明森林・再造林対策について

### （３）諸般の報告

①大分県農林水産業振興計画におけるチャレンジ指標等の令和７年度実績について

②鳥獣被害とその対策について

③令和９年度に事業着手予定の国営事業等について

④令和８年度へ繰越した令和６年度予算の再度繰越（事故繰越し）について

### （４）その他

## ３ 協議事項

１６：３０～１６：４０

（１）閉会中の継続調査について

（２）県外所管事務調査について

（３）その他

## ４ 閉 会

## 会議の結果

**首藤委員長** ただいまから、農林水産委員会を開きます。

本日は都合により、福崎委員が遅れています。

また、本日は委員外議員として梶田議員、木田議員に出席いただいております。

ここで、委員外議員の皆様申し上げます。委員外議員の方が、発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、執行部の皆様には、県内調査で大変お世話になりました。ありがとうございました。

まず、審査に先立ち、執行部から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

**石井農林水産部長** 農林水産部長の石井です。首藤委員長を始め、農林水産委員の皆様におかれましては、平素より大分県の農林水産業の振興に御理解と御支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

現在、農林水産業にも影響を及ぼしている中東情勢については、先週、戦闘終結などに関する覚書が交わされたと報じられましたが、現在もなお、その先行きには不透明感が続いています。

そういった中、今月3日、4日には、知事とともに農林水産大臣や大臣政務官を訪問し、併せて各長官、局長とも面談し、本県の現状を直接伝え、資材の安定供給や価格抑制対策、経営安定に向けた対応など、適切な情報提供などを求めてまいりました。

今定例会で提出した補正予算案では、中東情勢の今後の影響を見据え、燃油価格や資材供給の変動の影響を受けにくい生産基盤づくりを後押しするための取組など計上しておりますので、御審査いただきますようよろしくお願いします。

また、委員長からもお話がありましたが、先月は所管事務調査として、県内各地の農林水産部関係の地方機関及び関連施設に足を運んでいただき、改めて感謝申し上げます。その中で、

御質疑等いただきました荒廃農地の増加と担い手減少への対応、所有者不明森林・再造林対策の2件について、後ほど担当審議監から説明します。

加えて、農林水産業振興計画に掲げる目標指標についても、令和7年度実績がまとまりましたので、併せて御報告します。

引き続き、委員の皆様と本県農林水産業が直面する様々な課題やその解決に向けた施策など情報共有をしながら、長期計画の取組を進めていきたいと思います。

本日は、よろしくお願いします。

**首藤委員長** それでは、これより審査に入ります。本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件です。

まず、付託案件の審査を行います。第64号議案令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**宮成農林水産企画課長** 資料2ページをお願いします。

令和8年度大分県一般会計補正予算案（第1号）のうち、農林水産部関係について御説明します。

赤い太枠に示すとおり、農林水産部では令和8年度6月補正予算案として、三つの事業で合計10億1,379万8千円を計上しています。今回の予算は、中東情勢による物価高騰等への対策となっていますので、まず、県内の農林水産業者から聞き取った生産資材の高騰や不足の影響について御説明します。

資料3ページを御覧ください。

上段の現状ですが、農林水産物の生産の継続に影響はないものの、生産者の方からは、燃油や生産資材の高騰による負担の増加や一部製品については、秋以降の調達が難しくなることを懸念する声があります。具体的な物資としては、右の枠にあるように、農業用マルチやエンジンオイルなどの石油由来製品、A重油などの燃油、

化学肥料などが挙げられています。

中段を御覧ください。今回のような社会情勢の変動に対しては、収入面・費用面・資金面から様々な支援制度がありますが、例えば費用面の制度では、各種制度が発動する基準価格自体が高止まりしているなどの課題もあります。

冒頭の部長の挨拶でもありましたとおり、中東情勢は、先週、終息に向けて大きく前進しましたが、燃油高騰等の解消については、依然として不透明で予断を許さない状況が続いています。このため、下段にあるように、中東情勢の緊迫化に伴う金融等の相談窓口を3月19日に設置しました。また、生産現場の実情に応じて、国に対して既存制度の充実を要望するとともに、今回の補正予算において、農林水産業者が行う社会情勢の変動の影響を受けにくい経営への転換を支援することで、先行きの不透明感に対する不安の解消を図ります。

資料4ページ、(2)事業の概要を御覧ください。

1番、農林水産業燃油・物価高騰対策緊急支援事業7億8,062万3千円です。

これは、経費削減につながるヒートポンプやしいたけ乾燥機、高性能漁場探索機器等の省エネルギー設備等の導入や化学肥料等の代替品の購入を支援し、経営安定を図るものです。

次に、2番、自給飼料生産拡大対策事業5,617万5千円です。

これは、輸入飼料価格の高騰等の影響を受ける畜産農家の経営改善を図るため、自給飼料の生産拡大を支援するものです。なお、本事業は、令和7年度2月補正予算で議決いただき、繰越事業として実施しておりますが、自給飼料生産のさらなる拡大を図るため、今回増額措置をお願いするものです。

次に、3番、県産食材県内消費拡大緊急対策事業1億7,700万円です。

この事業は、県産農林水産物の認知度向上と県内消費拡大を図るため、食材費高騰の影響を受けている学校給食での県産食材購入経費の助成に加え、出前講座等を実施するものです。本年4月に学校給食費の抜本的な負担軽減が始ま

った一方で、食材費の高騰により、県産食材の使用比率の低下が懸念されています。このため、給食の質の向上に対する国の予算措置に先駆けて、県内の小中学校等を対象に、学校給食に県産食材を取り入れるための食材購入経費を支援します。加えて、学校での出前講座やPR資料等の配布による広報活動を実施することで、県産農林水産物の認知度向上と県内消費の拡大を図ります。

**首藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

**堤委員** どうもお疲れ様です。

さきほども中東情勢の影響の関係で、費用面、これは俗に言う農業共済からこれが出るのかということ。農業共済を見ると、燃油高騰とかは対象になっていないみたいなんだけれども、特別に燃油高騰対策というのをつくったのかなというのが一つ。

それと、補正予算の関係で、今でもずっといろんな意味で省エネと言っていたけれども、結局、省エネであったとしてもどれぐらいまで――仮に今までが100であれば80にする2割削減を目標にしているのか。そういう省エネという概念がちょっとぴんとこないんだよね。今、どこに行っても、省エネで機械を売っていますからね。だから、省エネという名前が付いていればいいのかを少し教えていただきたい。あと、賃上げ枠。これもちょっと説明していただきたい。

**漆間園芸振興課長** お答えいたします。

委員がおっしゃった省エネの部分です。施設園芸の燃料価格高騰対策については、一応3年間で使用量の15%以上を削減するという目標の中で支援をしているところです。

**首藤委員長** 賃上げに関しては。

**漆間園芸振興課長** すみません。賃上げについては、この事業の期間中に、雇用されている方、これは正規雇用、パートも含めてですけれども、賃金を1.5%賃上げするという条件になっております。

**首藤委員長** 説明は以上でよろしいですか。(

「もう一個。農業共済」と言う者あり）農業共済については。

**漆間園芸振興課長** すみません、燃油高騰の対策については、農業共済とは別建てで設けられたものになっております。

**堤委員** ごめん、今の燃油高騰の補正予算のわけやろう。この中で、国と生産者が積み立てた資金から補填をしますよと。セーフティーネット発動かな。これはどういうことですか、農業共済から出てるんですかという意味。

**漆間園芸振興課長** お答えいたします。

いわゆるセーフティーネットについては、今回の補正というわけではなくて、常に国が燃油高騰に対するセーフティーネットの発動という形で設けているもの、だから、補正という意味ではなく、常にあるという意味です。

**田口林産振興室長** 林業関係で今回の補正事業について、どういった目標があるのか、省エネの削減効果なんですけれども、木材については、具体的に何%落ちるということではなくて、ガソリンから電気に替える、フォークリフトとかを対象にして省エネ対策を講じていこうと考えています。

しいたけについては、従来型の乾燥機から循環式の省エネ乾燥機に替えるということで、循環式については、70%ほど燃料が削減できるため、生産者の方にこれを導入していただくという事業になっております。

**宮成農林水産企画課長** すみません。この資料がちよっと分かりにくかったかと思います。

中段の既存対策の左側の収入面と真ん中の費用面については県のものではなく、国等の通常の対策になっておりまして、右側の資金面のところが県で扱っている制度資金で、平常時の既存対策という意味でこの中段があります。補正に関しては、一番下の対応のところで、今回、金融相談窓口であるとか、要望であるとか、6月補正を行うという資料になっております。すみません、ちよっと分かりにくくて。

**堤委員** 説明は分かりました。費用面で見ると、結局その燃油高騰対策というのは、最近ずっと燃油高騰で大変だと。じゃあ、さっきのを説明

すると、常にこの制度はあるよと言ひよる。だけど、燃油高騰対策は常にはないわけやな。過去10年はなかったわけでしょう。だから、そうしたときに、この燃油高騰対策でわざわざ書いているところまで今回燃油高騰も使えるという意味になるんですかと聞きよる。一般的なセーフティーネットの中で、今回は燃油高騰でもこのお金が出ますよという意味なのかと聞きよるんだけれども、どうなんでしょうか。

**宮成農林水産企画課長** 今おっしゃったとおりで、今回の中東情勢に始まるこの事態は、これらのものが使えるという意味で、この資料に掲載しているものです。（「分かりました」と言う者あり）

**麻生副委員長** 中東情勢の影響を受けてということなんですけれども、農業にしても、漁業にしても、林業にしても、ある程度作付け——前年にJAを通じて肥料にしても何にしても予約等でいろいろ仕入れするわけなんですけれども、今回の中東問題は2月28日に勃発しているわけですね。その時点では、1年間分の予約をしているわけで、燃油価格の高騰部分は当然影響がいきなり出てくるといったことだったんだろうと思うけれども、かなりの部分はもう予約で1年分ぐらいは確保している状況で、あんまりあたふたしなくてもよかったのかなと。そういった実態については、各分野でどういう認識をしていらっしゃるのかと同時に、今後のセーフティーネットを考えるとときには、むしろ備蓄の倉庫であるとかいった部分の方が課題として大きいのかなという気もしているんですけれども、そういった中東情勢の影響の実態というか、作付けの1年先を見越した事前準備ってというのは、もう当然JAにしてもやっているんですよね。農家ももう予約申込みしているわけですよ。そういった部分の準備ができていたものと、そうじゃないものの区別を十分検証して、本当の課題とか危機意識を明らかにして、今後の対策をするのは重要なことだろうと思いますが、その辺は大分県としてはどう認識しているのかをちよっと聞きたいです。

**信貴審議監** 麻生副委員長のさきほどのお話な

んですけども、当然品目によって、春秋で作る品目、秋から冬にかけて作る品目、いろいろございますけれども、少なくとも今、実際に栽培されている品目については、資材等はしっかり行き渡っているというところです。

これから先、秋冬にかけて作る品目、施設園芸とかが非常に多いんですけども、それについては、今予約でいろいろ注文を取っているところですが、そこら辺について若干凸凹があるかもしれませんので、そこでしっかり供給があるのかは、今、JAグループが全国で資材等をしっかり確保していこうとしているのですが、その部分が若干不安なところです。

**長谷部審議監兼林務管理課長** 中東情勢について、林業の部分でお答えします。

林業の分については、主にチェーンソー用のオイル——チェーンオイルと言うんですけども、これが不足しそうだとか、値段が非常に上がっている状況になっているんですけども、しいたけ農協も企業も、ある程度在庫があるため、秋口ぐらいまでは何とかなるのかなと考えております。

それと、シカ用のネットですが、資材がナフサ由来なので、足りなくなると困るのですが、これも秋口までは資材があると聞いていますので、中東情勢が長引けば、ちょっと足りなくなる可能性はあるんですけども、国も目詰まりという形で言うておりますので、そういうところでいえば、少し我々も状況を注視しながら、チェーンオイルとか、一番不足しているシカ用のネットは、きちっと状況を確認していくことにしております。

**大塚審議監兼漁業管理課長** 水産業についてお答えします。

水産業では、やはり燃油、養殖の餌ですね。それから、魚を出荷するときに使うスチロールが入手しにくくなったり、高騰したりという影響が見られているんですけども、さきほど申し上げたとおり、ある程度備えはしておりますので、今の時点では、それが全く手に入らないことはありません。ただ、この機会に何かあっても力強い経営ができるように、高性能の省エ

ネ機器を導入していただいて、経営を強化していただくという観点で今回の補正予算をお願いしたところです。

**麻生副委員長** ありがとうございます。

引き続き、長期化しそうな様相もあるし、あるいは何とか解決するのかなと、両面あるわけですけども、しっかり注視しながらサポートいただければと思います。

去年の米問題のときもそうでしたけれども、大分県は米の低温倉庫含めて、製品とか産品の出荷用の倉庫とか備蓄とかいうのは、この前、甘太くんもちゃんと準備したという話は伺っているんだけれども、肥料とか、素材とか、もろもろそういった部分についての備蓄倉庫的な部分も、これは課題なのかもしれないので、よく研究して対策を練っていただければ幸いです。これは要望で結構です。

**二ノ宮委員** 質疑じゃないんですけども、ここに今後の物価の高騰が懸念される中、エネルギー価格や原材料供給の不安定化による影響を受けにくい経営への転換を図ると書かれています。これは当たり前だと思うんですけども、この中で今回の補正については、省エネと化学肥料に替わって普通の堆肥等を使うという二つが出ているんですけども、農林水産部として、石油依存というか、影響を受けにくい研究とか、それから、今後の見通しとか、そういうものはどのように考えているのですかね。今回についてはこの二つが上がってきているんですけども、これ以外に根本的に農業の形を変えないと、燃油高騰とかについては、例えば中東情勢が正常化されても、なかなか元には戻らないんじゃないかという懸念をしているんですけども、そういうことを考えながらとか、そういう研究をしているとかいうところはあるんですか。

**宇留嶋地域農業振興課長** 今、研究というお話がありましたので、試験研究の取組について若干お答えしたいと思います。

肥料についても、今のところ、当面は供給に問題はない見通しです。ただ、やはり価格が4月以降少しずつ上がっている状況がありますので、生産者のコストを考えたときには、これに

ついても、化成肥料ではなくて、もう少し有機物とかといった利用の促進も進めていかないといけないというところで、今、試験場では、土壌環境など試験研究を行うところを中心に、そういった堆肥の肥料とか、有機質入りの肥料を使うことによって、今までの化成肥料と同等の収量とか品質が得られるのかとかといった試験も進めております。引き続き、そういった取組を進めていきながら、現場にきちっと下ろせる技術確立していきたいと考えております。

**信貴審議監** 今、宇留嶋課長が答えたところにあわせて、今の話のエネルギー価格、原材料供給の不安定化というのは、やっぱりコストに直接跳ね返ってまいります。当然、農業経営を続けていく中では、生産性の向上、例えば反収であったりとか、単価の向上を目指していけば、その分コストも吸収できるので、そういった反収向上であったり、単価を上げていく又は面積を拡大していくという面もしっかり取り組んでいきます。

**二ノ宮委員** 分かりましたと言いたいんですけれども、やっぱり違う視点で、また何かあったら大騒ぎするのは分かっているんですけれども、省エネとか、それから、もちろん反収の向上が一番いいんですけれども、なかなかそこも難しいし、まだ言えば、支出をいかに減らしていくとか、その辺まで研究してください。よろしくお願いします。

**首藤委員長** ほかに御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

のと決定しました。

次に、第75号議案大分県公害被害救済措置条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**大塚審議監兼漁業管理課長** 資料の5ページを御覧ください。

大分県公害被害救済措置条例の一部改正について、御説明します。

まず、Ⅰ条例の概要についてですが、本条例は事業活動等に伴う大気汚染による健康被害や水質汚濁による漁業被害が発生した場合に当該被害者に対し、被害額の補填等を行う救済制度について定めたものです。

次に、Ⅱ救済制度の概要ですが、原因者が特定できない公害による被害者の救済を図るため、県が設置した基金から被害額を支給するものです。これまで、赤潮による被害のみに救済がされてきています。

条例では、救済対象となる赤潮被害等について定めておりますが、一方で、漁業災害補償法に基づく漁業共済事業の対象となるものについては、法に基づく共済事業を優先する観点から、条例による救済制度の対象外としています。

続いて、Ⅲ改正の概要です。漁業災害補償法施行令が一部改正され、ひらめ陸上養殖業が令和8年4月から新たに漁業共済事業の対象に追加されました。現行条例では、右側の四角の中にあるように、陸上養殖のひらめは、その他養殖中の水産動物として、救済制度の対象となっており、漁業共済事業の対象種を除くことは定めておりません。このため、その下の点線で囲まれた四角にあるように、その他養殖中の水産動物についても、漁業共済事業の対象となっているものを除く規定を加える改正を行い、陸上養殖ひらめが当救済制度の対象外であることを明確にするものです。

最後に、Ⅳ施行日についてですが、公布の日としております。

**首藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、去る5月11日から5月29日にかけて実施した県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

**信貴審議監** 資料の6ページをお願いします。

県内所管事務調査の折に、委員の皆様から御意見、御質疑のあった事項について、農業においては、荒廃農地の増加と担い手の減少、その対応について、御報告します。

まず、左側上段の農地の現状・課題を御覧ください。

県内の農地面積は6万6,590ヘクタールで、そのうち荒廃農地等面積は5,163ヘクタール、農地全体の約8%となっています。また、令和3年以降、農地台帳から除外された農地は、累計で4,557ヘクタールにのぼり、令和3年と比較して、農地面積は約6%減少しています。

一方で、大規模園芸団地等への企業参入や、ねぎ産出額100億円プロジェクト等の取組により農地の再生も進み、令和3年以降の累計で再生面積は1,822ヘクタールとなっています。図1で農地面積の推移を示していますが、令和3年以降、再生利用が難しい農地が除外されたことにより、農地面積は減少していますが、同時に荒廃農地も減少しています。さらに、農地の再生を行うことにより、若干ですが、活用農地の面積は増加しています。ただし、依然として中山間地域に多い条件不利農地の活用など、課題は多く残されております。

次に、右側上段の担い手の現状・課題を御覧

ください。

令和7年の基幹的農業従事者は1万4,995人となり、平成27年と比較して51%減少しています。基幹的農業従事者の平均年齢は69.7歳で、今後も高齢農家のリタイアによって減少していくことが予想されます。

その一方で、新たに農業を始める新規就農者数は、令和7年度で281人、うち自営就農174人、雇用就農107人となっていますが、令和6年度と比較して3%減少しています。

また、新規就農者の就農継続も重要です。令和2年度の就農者の5年後定着率は全体で79%、自営就農が94%、雇用就農が63%となっています。雇用就農者の定着率向上のため、引き続き、就業環境の改善に向けた取組が重要となります。

次に、企業参入の取組では、平成19年から他県に先駆けて積極的に誘致を進めてきた結果、累計参入件数は406件、対象を大型企業に限定した令和7年度実績では6件となりました。

特に九州地域では貴重な高標高地への参入を希望する企業が数多く現れ、中山間地域に多い条件不利農地の活用につながっています。

一方、これまでの参入企業の定着率は78%となっており、引き続き、参入企業のフォローアップが重要となります。

このように、担い手の減少が進む一方で、各経営体の経営拡大も進んでいます。図2は、直近5年間の農業経営体数の経営規模別の増減率を示していますが、経営規模が小さくなるほど経営体の減少率が大きくなっている一方で、10ヘクタール以上の大規模経営体は増加しています。

また、表1では直近5年間の農業経営体数の販売金額別の増減率を示していますが、販売金額3千万円未満の経営体は大きく減少している一方で、3千万円以上の経営体数は増加し、販売金額が大きいほど増加率も高くなっています。

次に、中段の方向性を御覧ください。人口減少下においても、農業の成長産業化を実現するために、元気な担い手の育成と元気な産地の形成により、新たな担い手を呼び込む好循環をよ

り多く生み出すことが重要となります。

まず、農地では、利用方針の明確化や活用可能な農地の担い手への集積・集約化を進めます。また、優良農地化に向け、導入品目に応じたきめ細かな基盤整備も進めてまいります。

次に、担い手では、認定農業者などの中核的経営体の育成や農家子弟や他産業からの新規就農者の確保と育成、資本力や経営力のある企業の誘致を促進します。

さらに、マーケットに対応した産地づくりを進めるため、園芸品目の産地拡大や畜産生産基盤の強化、水田農業の高収益化も推進します。

最後に、下段の対策を御覧ください。令和8年度の具体的な取組です。

まず、農地については、地域計画のブラッシュアップ支援を通じて、農地の集積・集約化に取り組んでいます。また、荒廃農地の再生や農地保全に向けた最適な土地利用を支援するとともに、農地の大区画化や用排水対策等の基盤整備に取り組んでいます。

次に、担い手では、中核的経営体では、労働力の補完に向けたサービス事業体の立上げ支援や強化、多様な労働力の確保、働きやすい就業環境の整備を進めております。

新規就農者については、農業教育の強化に加えて、農業の魅力発信と就農相談会の更なる強化に取り組んでいます。また、市町のファーマーズスクールの研修体制の改善、就農初期の経営安定に向けた給付金や補助制度の拡充を図っております。

さらに、企業参入では、大手金融機関と連携した誘致活動や経営継承を検討する集落営農法人とのマッチング等、地域に根差した企業参入の促進、農業コンサルによる伴走支援に取り組んでいます。

こうした取組を着実に進めることで、県農業の成長産業化の実現につなげていきます。

**長谷部審議監兼林務管理課長** 資料の7ページをお願いします。

所有者不明森林・再造林対策について御報告します。

まず所有者不明森林の状況です。1所有者不

明森林の状況を御覧ください。国が実施した全国調査によると、山林の約3割が、長年登記の履歴を行っておらず、また、登記簿上の所有者情報では所有者が判明できない、いわゆる所有者不明森林も約3割となっています。

次に、2所有者不明森林の対策を御覧ください。このような状況を踏まえ、所有者不明森林の解消を目的に、林野庁所管の法制度に基づき、国、県、市町村が連携し、対策を行っています。

まず、(1)所有者情報の把握です。

①森林の土地所有者の届出制度が平成24年から開始されています。相続を含め、新たに土地所有者になった場合、市町村長に事後に報告を義務付けるものです。本県では、令和6年度に2,910筆の届出がありました。また、相続登記が令和6年4月から義務化されたため、今後さらに届出が増加していくものと考えています。

次に、②の林地台帳制度です。集約化等による森林整備の促進を目的として平成31年4月から本格運用されている制度です。これは、市町村が県の森林簿や固定資産台帳などを基に森林所有者や境界等の情報を林地台帳で整備し、事業体等に情報提供を行う制度です。県下の市町村全てで整備されており、随時更新していくこととしています。

次に、(2)所有者不明森林の伐採・造林対策です。

①共有者不確知森林制度では、共有林において一部の所有者が不明の場合でも、市町村や県で公告・裁定など一定の履歴を行えば伐採や造林が可能となるものです。

また、②森林経営管理制度では、森林所有者の一部又は全部が所有者不明であった場合、市町村による経営管理を可能とする制度です。所有者不明森林の解消に向け、県の森林情報の精緻化を進めるとともに、これらの制度を広く周知し、所有者不明森林の相談があれば、県・市町村が連携してその対応にあたりたいと考えています。

次に、3再造林の状況です。行政及び民間団体が連携した支援策により、再造林率は年々向

上し、目標である80%を達成している状況です。一方で、伐採した後、すぐに再造林が実施されない山林も散見されます。これは、法的に2年以内の再造林及び5年以内の天然更新が認められていることが原因だと考えられます。

#### 4 再造林の推進対策です。

(1) 所有者負担の軽減を図るため、引き続き行政機関や業界と連携し、支援策を充実させ、再造林を推進していきます。

また、(2) 意欲ある林業事業体への事業地の集積も大事です。県では再造林に積極的に取り組む事業体を登録林業経営体として52経営体選定し、経営意欲が低下した所有者等からの経営委託等を促進しています。あわせて、昨年は県と市町で検討会を設立し、譲渡希望の山林情報を調査し、登録林業経営体等へ提供する仕組みなどを試行しています。

今後も、国、県、市町村、事業体等が連携し、所有者不明森林の解消や再造林対策を講じることで、健全な森林の維持・造成に取り組んでいきます。

**首藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

**堤委員** どうもありがとうございます。

担い手の関係で、3千万円以上が増えているのはいいんだけど、雇用者が全体で63%しかなくて、つまり雇用する方々は、大規模のところでも68%、それとも大きいところは雇用は定着しているのかを少し教えてもらいたいのと、3千万円というのは生産額でしょうから、それから法人であれば社長の給料とか家族の給料を払って、企業としての利益、大体所得率、利益率はどれぐらいこの3千万円であるのかに分かれば教えて。

それと、林業のことで、誤伐とか盗伐が今、全国的な問題になっているんだけど、宮崎県とか大分県の現状をちょっと教えて。その2点。

**信貴審議監** まず、雇用が63%というところですけども、これは新規就農した方の5年後の定着率を表しており、これが63%定着して

いるということです。この63%についての規模感は、そこまで調査はできておりませんので、とりあえず雇用で入られたというところまでです。

もう1点、所得のところですけども、農林業センサスの5年に一度の調査の販売額ですけども、やはり所得に関してはなかなか捕捉しづらいところで、データはございません。

**首藤委員長** 林業に……（「後でお答えさせていただきたい」）と言う者あり）後でいいですか。

**堤委員** 後でいいよ。

所得は、利益率だよな。利益率が上がる3千万円の売上げは、確かにほかの事業に比べて金額的には大きい。ただ、それで果たして農業としてね、まあ園芸でも何でもいいんだけど、そこでちゃんと経営が成り立っていくのかどうかをやっぱり所得とか利益率とか社長の給料とか、そういうものを見ないと、何かちょっと一概に1千万円売上げたからいいんだとかいうものにはならないと思うんだけど、そこら辺は感覚的にどうなんですか。

**黒野新規就業・経営体支援課長** 3千万円という数字の捉え方はどうなのかということですけども、所得率とか会社の形態とか品目とかでまちまちだと思うんですが、一つの考え方、肌感覚として、雇用できる規模感かなと考えております。従来、集落営農とかそういったところでも、一応2,500万円とかいった数字は使っていたかと思います。

**長谷部審議監兼林務管理課長** すみません。さきほどの違法伐採の件でお答えいたします。

令和6年度は、伐採届を提出せずに伐採した無届け伐採が17件ありました。土地所有者の承諾を得ずに伐採した無断伐採が2件発生しております。いずれも故意によるものは認められず、届出の失念や認識不足によるもので、違反者については、てん末書の徴取や指導文書の発出を行っておりまして、再発防止に向けて取り組んでいるところです。

**堤委員** 無届けの場合は、木の所有者がおるわけじゃない。その損害賠償は、無届けで切った

人が損害賠償をちゃんと払っているっっちゃうことか。

**長谷部審議監兼林務管理課長** そこは両者示談をしておりますて、当然切り込みし過ぎたところは、切った業者が所有者に対して支払いをしていることを確認しています。（「はい、分かりました」と言う者あり）

**阿部委員** 森林でね、今説明受けた3再造林の状況という説明の中で、森林法の2年以内の再造林、5年以内の天然更新も認められているため、これが一つの大きな原因だと。原因だという説明で終わっちゃったわけですね。だからじゃあどうするのかっちゃうこと。ちゃんと国に対して、これはもう少し法整備をお願いすることになるのかどうか。これが2年だ、5年だっていう制度になっているから、要するにこれが原因ではあるけれども、しょうがないんだって、これで終わってしまうのかどうか。ここが私は一つ大きなネックじゃないかなという感じがするんだけど、担当としてはどう思われているわけ。

それと、もう一つ。今、長谷部審議監ね、相続登記の義務化が今年から始まったという説明。それが始まりましたけれども、義務化とは言いながらも、相続登記をしないからといって、まだ罰則は全然ないんだよね。しないからどうだっていうこともよく分かっていないし、現実に相続をしても登記をしていない。要するに、もう登記すれば、端的に言って、山の木なんていうのは、ほとんど二束三文。また、後で植林すればお金も余分にかかってくる。しかし、登記をするためには10万円、20万円ぐらいかかるわけですよ。そうすると、もう相続はしても登記なんかせん方がいいじゃないかと。そういう現象が、多分あるんじゃないかと思うんだけど、ここのところはよくつかんでいるのかどうか。この2点、ちょっと教えてもらえますか。

**長谷部審議監兼林務管理課長** まず、再造林対策についてお答えします。

森林の中には普通林と保安林とございまして、まず、普通林については、2年後に今度は造林

の届出書を出してもらうようにしております。これで必ず再造林する計画であれば、再造林したかを確認しております。

あと、天然更新についても5年後に確認するというので、必ず確認をして、本当に森林になっているかは確認するようになっています。

さきほど、ちょっと再造林が進まないと、切った後ですぐに植えていない場所がよく目につくのではないかとということで、その理由として、2年、5年の猶予があることをお伝えしただけでして、基本的には森林経営計画、あと、普通の伐採届あたりで、我々としてはきっちり確認して、再造林をなるべく行っていただくようにしていますので、法が2年、5年あるから再造林ができないということではなくて、散見されるという説明ということで御理解いただきたいと思います。

2点目の登記の義務化なんですけれども、これについては、令和6年4月1日から、相続登記申請の義務化がされております。この中で、3年以内に正当な理由がない場合は10万円以下の過料が科せられる可能性があるということです。これは法務省で一応罰金制度を設けておりますて、令和6年4月1日から過去に遡って、令和9年、3年間は猶予を設けているのですけれども、その後はきっちり3年間たって登記していなければ過料があるということです。なかなか正当な理由——ちょっと難しいなと思われることは、委員おっしゃったとおり、やっぱり曾祖父とか、そこのあたりになると、結構権利者、法定相続人が増えてきているわけで、そこをどうしていくかというのは、非常に問題になっていますので、そこらあたりも含めて、我々としては、今ちょうど制度が始まった段階ですので、状態をまた注視していきながら、滞るのであれば、我々としても国にいろいろ御提案をしたいと思っていますところです。

**阿部委員** それぞれが今、地目調査か何かで調査が随分入っていますよね。これ、それぞれ市町村でやっているわけですけども、入っているところと入っていないところ、もう完了したところも随分あるわけだけれども、そうじゃな

いところもあるわけですね。そうじゃないところの中で相続をした。じゃあ、どこがどうなんだっていうことも不明なところも出てくるし、そういうところから整理をしていかないと、単にばんとここでそれを持ってきたとしても、特に山林の場合は無理が生じてくるんじゃないかなと思うんですね。宅地とかだったら、もう目に見えているわけですよ。目に見えない部分、目に付かない部分もあるんでね。そのところはこれからよく目を光らせてほしいんですね。

それと、さきほど冒頭に言った、2年、5年というやつも、これはどこがやるわけ。森林組合じゃないの。

**長谷部審議監兼林務管理課長** 伐採届の場合は市町村が確認をして、我々もそれを行っているかを確認させていただいているところです。

**阿部委員** 市町村がそれを受けて、調査をしたり、監督したりするわけ。

**長谷部審議監兼林務管理課長** そういうことになります。市町村がそれを実施することになっております。

**阿部委員** これはしつこいようですけども、実は県内所管事務調査で佐伯広域森林組合に行ったんですよ。いろんな意見交換した中で、やはり伐採した後の植林とかには森林組合自らが出向いて行って、伐採する時から後の再造林、植林をうちでやらせてくださいとかいうぐらいの営業をずっと重ねてきた流れの中で、今、佐伯広域森林組合はあるんだという説明なんですよ。それは立派なことなんですよ。

じゃあ、ほかのところもしたらどうですかということになるわけですけども、やはりしっかりした森林組合と、そうでないちょっと弱体化した森林組合と、もう千差万別なんだよね。そうすると、森林組合がやはり山をしっかり見張っているところはよくできている。そうじゃないところはもう乱伐、乱開発みたいになっちゃるわけですね。だから、やっぱりそのところをしっかりと、多分その県当局だ、市町村だ、市町村も森林組合に多分委託して、森林組合にさせるんじゃないですか。だから、そのとこ

ろをもう一個お願いしたいのは、じゃあそれぞれの森林組合をもう一回よく精査してみて、体質が弱ければ、もう少しそういうところを指摘してもらおうと。そういうところもお願いしたいと思います。これ以上いいですから、そこをよろしくお願いします。

**長谷部審議監兼林務管理課長** 御意見ありがとうございます。

我々も、森林組合の中で森林経営計画というのをつくってまして、そこで森林所有者が委託をするんですけども、委員おっしゃられたとおり、カバー率が高い森林組合とカバー率の低い森林組合がございます。今年度からカバー率の低い森林組合については、組合員の皆さんにダイレクトメールを出すなりして、きちんとカバー率を上げていこうと取り組んでまいりますので、引き続き御指導、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

**麻生副委員長** 3点伺います。

まず、農地の集積に関して。この10年で大分県は13.7ポイント、努力して頑張っているんちゃう、それは評価したいんですが、農地バンクとかと連携してしっかりやっているみたいなんですが、九州トップの佐賀県の71.4%に比べると、大分県は残念ながら47.5%。うまくいっているようで、頑張っているんだけど、困っている点はどういったことなのか。よりこれを進めていかないと、同じ集落の中でも飛んだ場所をやっているんちゃうこともあるみたいなので、苦労している点等あればお知らせください。

2点目。担い手に関しては、さきほど農業従事者の平均年齢が69.7歳ということでありましたが、私は、鍵を握っているのは、親元就農。これに尽きるのかなと。そういう意味で、親元就農の補助金要件が50歳未満という中で、親元就農が何人、単年度でどのくらいいて、50歳以上と50歳未満、実態がどうなっているのか。これについてお知らせください。

それから3点目は、いわゆる所有者不明土地についていろいろ説明をいただいたんですが、やっぱり相続登記の未了土地というのが、さき

ほどの説明のとおり相当多いわけですが、去年の12月に共有林の意見書も国に上げたんですけども、ポイントは市町村や県に配分される森林譲与税を使って所有者が分かっている人たちの相続登記を、これははっきり言って、もう司法書士でもできないくらい広がっている。もう人数のいる法律事務所か何かで一括してやってもらわないと無理というのが現実です。家庭裁判所とかもろもろ行っても、この前言ったとおり駄目でしたよね。

だから、そういう意味で、この森林譲与税を早くどう活用するかというのがポイントになるかと思うんですが、国のその森林譲与税の登記手続に使える部分の方向性と、県独自でもそれやっちゃおうかという部分、優先順位もあるかと思いますが、その辺の考えがあれば教えてください。以上3点。

**山口農地活用・営農推進課長** まず、1点目の農地集積についてお答えします。

令和7年の農地集積率、麻生副委員長のおっしゃったとおり47.5%で、前年から2%増加しております。九州でいえば5位、全国でいえば17位なんですけど、実は2%増加したというのが全国で2番目の数字になります。なかなか頑張っているとは言えないかもしれないんですが、そこで、この先も点在する農地が空いてくるのは、高齢化と人口減少で明らかに増えてくるのは分かっています。あと、担い手が欲しがる農地というのは、やはりまとまった農地になります。これはやはり地域で話合いの下に農地集積、担い手を呼び込もうとしない限り、なかなか進まないと思っています。やはりここが、私どもも一番課題感を持っています、その突破口としては、地域計画のブラッシュアップは、何ととっても一番になるんじゃないかなと思っています。

今年からまたいろんな地域への支援金等も用意して、その課題感を何とか突破できればと思っています。まとまった農地をつくっていくところを今年度からしっかりやっていきたいと思っています。

**黒野新規就業・経営体支援課長** 親元就農につ

いての御質疑でございました。

まず、私どもが把握している新規就業者の中で、ちょっと厳密には親元とは言えないかもしれないんですが、農家の子弟の方が一旦他産業に就いて、それからまた就農したという数字があるんですけども、これについては、令和7年度は自営と雇用を合わせて97名になっています。あと、親元の方に、県独自で55歳までの方に給付金を措置しています。こちらについては、活用された方が昨年度27名になっております。

**長谷部審議監兼林務管理課長** 所有者不明森林等の登記に関する是正についてお答えします。

まず、森林環境譲与税を市町村ももらって、経営放棄森林の対策を今しているところです。令和元年から令和6年に、未整備森林じゃないかと思われるところをピックアップして、令和元年から令和6年にかけて1,390ヘクタール解消して、これは市町村いろいろあるんですけども、そういうような形で徐々にはやっていっております。なかなか難しいので、一筆一筆が大変なので、それは市町村でもなるべく未整備森林を整備していきたいと頑張っているところです。

一方で、林地集積推進事業というのを県で起こしてまして、この中で林地集積をする、林業を経営体に集積させようかということで、その登記にお金があるよねということで、小さい規模の分については、一筆当たり2万円の補助をします。これは森林環境譲与税を使ってやっています。令和8年は150筆分の予定を組んでおりますので、我々としては、こういう集積をかけて、その中で所有者不明森林も含めて登記に結び付けていけたらいいなということをお願いしているところですので、よろしくお願いしたいと思います。

**麻生副委員長** ありがとうございます。

まず、農地集積に関しては、御主人が亡くなって、独居老人の方が一人でお住まいで、結果として耕作放棄地になっているようなところまで地域の人が手を入れて、対策を練っていくような手順を踏まないと、これはなかなか進まな

いと。1か所の耕作放棄地によって、鳥獣被害も含めて集落全体、中山間地全体に悪影響が出ているわけですから、積極的に踏み込んでいく、出かけていく農地集積は是非お願いしたいと思っています。

それから、担い手の親元就農については、要件が55歳と、県独自の対策もやっているということですが、県の職員も指導員とか技術者も含めて、もう人生100年時代ですから退職してからでも遅くないわけで、退職金をつぎ込んでトラクター買ったりはせんやろうから、要件をもっと緩和してもいいんじゃないかなと。現実問題としては、もう65歳ぐらいまでやっても本当におかしくないんじゃないか。それが、さきほどの農業従事者69.7歳の平均年齢から考えれば、60歳とか65歳でも悪くないんじゃないかなと。そういった部分は是非一度もっと本気で検討してほしいなと思います。

それから、3点目の森林譲与税の部分については、これはもう本当に喫緊の課題で、直ちにやらなければ、5年先ぐらいになったら、もうとんでもないことになってしまうんで、この辺は国も含めてもう思い切った判断がいるのかなと。これは法務省が、財産権をあまりにも優位に考えることによって、結果、日本の国全体がもう未登記土地だらけっていうか、誰か分からないと。こういった日本の土地の現状になりかねないわけで、これについてやっぱりもっと危機感を持って、法務省が思い切った緩和をしてくれないと、これはもう大変困るという声を一緒に上げていければと思いますんで、よろしくお願いします。

**黒野新規就業・経営体支援課長** さきほど給付金の関係でお答えしたんですけれども、給付金については、開始型ということで、営農開始してからという区分があるんですが、その点がちょっとさきほどおっしゃった年齢制限の話もあるんですけれども、それ以外、新しく農業を始められるときに市町村が認定するんですけれども、認定新規就農者という制度がございまして、その認定新規就農者になることで活用できるハード等もありますので、そういった点も含めて

お答えさせていただきます。（「認定も年齢あるやろ」と言う者あり）認定新規就農者については、これまで市町が判断することになっていきますけれども、55歳より上でも大丈夫です。

（「一番上だとどのぐらいになっているの」と言う者あり）ちょっとすみません。年齢のデータは……

**信貴審議監** 認定新規就農者の制度については、基本的に原則49歳。（「そうやろう」と言う者あり）すみません、45歳ですね。ただし、ただし書が付いておりまして、経営とかの技能を持っている方については、今、課長が答えたとおり、65歳未満までは認定できるとなっています。基本的には国の制度で市町が認定するという制度でございます。

**首藤委員長** よろしいですか。（「ありがとうございました」と言う者あり）

**二ノ宮委員** 担い手とか、それから、荒廃農地の現状というのを出示していただいたんですけれども、これから、例えば分析とか今後の方針が一番必要だと思います。例えば、基幹的農業従事者が平成27年度比で51%減少していると。この51%減少した人たちの土地はどうなっているとか、それから、この1万4,995人の年齢構成はこうなっていて、これから10年先にどうなるとか、やっぱりそういう分析とかが一番必要じゃないかと思っています。今日回答はいいですが、せっかくこういうものを作っていただいて、ただ、現状はこうですよと言うんじゃないくて、これからどうするかを是非やっていただきたいと思います。

一つだけ質疑なんですけれども、企業参入で大分県の例えば品目のベスト3、どういうものが、今、人気があるのか。そして、これからどうなるかが1点。それから、今、農地の集積化で昔の構造改善事業をやるときに、自己負担をゼロにするために主要5品目のうちの何かを企業に作るという条件が付いているんですけれども、そういう中で企業参入とのセットで、例えば今、由布市の中で私も中に入っているんですけれども、その中で企業参入を構造改善事業とセットでやっていく方法でやっているんですけ

れども、そのことについてどうお考えかわかりますか。

**藤田企業参入・支援室長** 御質疑いただきました企業参入の人気の品目ですが、やはり野菜一般が非常に人気がありますが、近年では、果樹の需要も増えております。佐伯市に入ったレモンをはじめとして、ユズとかかぼすといった需要も非常に増えています。

**森迫農地計画課長** 昔の構造改善事業、確かに地元負担ゼロというのもありましたけれども、今、対象農地を全部農地中間管理機構に預けて、同意が取れば、地元負担は一切かからないという事業もございますので、参入企業が決まり、農地がうまく集まるということであれば、地元負担のない事業のハードとして整備することにもなっております。そういうものも使えるのかなと考えています。

**二ノ宮委員** 農地集積ということで、なかなか昔で言う構造改善事業ができていないところがあるんですけれども、ところが、その自己負担がゼロのためにやりたいというところがたくさんあると聞いています。その条件が、大分県が進める主要5品目の作物を20%以上作らなければならないとかいう説明を受けているんですけれども、そういうところを企業参入とうまく県がセットしながらやっていけないだろうかという提案です。

**森迫農地計画課長** 委員が今おっしゃったのは、恐らく水田地域で高収益品目を20%以上、面積的に作らなくては、基盤整備しないという形だと思います。もちろんその20%の高収益作物を作る経営体が企業であれば、そういう話も地域の中の御了解をいただいてできますし、そこは企業サイドとしてはそういう農地の集め方はできるんですけれども、なかなか参入企業と直接アポができないので、そこら辺はまた横の連携だとか、振興局の中の連携を取りながら、そういう新たな形態も含めてしっかり連携していきたいと思っております。

**信貴審議監** さきほどの企業とのマッチングのところなんですけれども、正にそれが今、成長産業化推進本部で取り組んでいる大規模園芸団

地の取組と全く一緒の形になっておりまして、大規模園芸団地を造るときに、企業の誘致とうまく結び付けて、企業のニーズに合わせた形で基盤整備をしていこうという取組も実際既に各地域でやらせていただいております。そういう取組は積極的に進めていこうというところです。

**二ノ宮委員** お願いするのはそのところです。例えば振興局なんかが、構造改善を構造改善だけで捉えていくと、さっき言ったように新たな企業参入とかとうまくセッティングできないんです。だから今言われたように、そういう具合にやっていくと、農地の集積もできるし、うまくいくんじゃないかという、今、実際にこれの一つ手がけながら感じましたので、よろしくお願いします。

**信貴審議監** 正に委員が言われたところは、基盤サイド、営農サイドも含めて、また、市町、農協も含めて一体的に取り組んでいこうということで県庁内のPTとか振興局も含めたPTとかいろんな形でやらせていただいておりますので、そこはもうしっかりできていると考えております。

**首藤委員長** ほかに御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。まず①について報告をお願いします。

**宮成農林水産企画課長** 資料の8ページをお願いします。

大分県農林水産業振興計画、おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024に掲げるチャレンジ指標等の令和7年度実績がまとまりましたので、御報告します。

本計画では、自ら考え・動き・みんなで実現する元気な農林水産業を基本目標に掲げ、その達成に向けて、担い手や産地を下支えすると

もに、次世代につながる代表的な指標をチャレンジ指標、農林水産業の動向を客観的に評価するための指標を結果指標として設定しています。

まず、左側上段の元気な担い手のチャレンジ指標では、経営拡大を行った中核的経営体数を農業・林業・水産業共通の目標として掲げています。

農業では、園芸基幹品目の規模拡大に向けた機械等の導入支援に加え、集落営農法人の広域連携の推進等により、累計468経営体となりました。林業においては高性能林業機械等の導入を支援したほか、水産業ではブリの周年出荷体制の構築に向けた支援を行うなど、生産拡大や生産性向上に向けた取組が着実に進展し、農業・林業・水産業いずれも目標を達成しています。

次に、下段の元気な産地のチャレンジ指標についてです。本指標では、農業・林業・水産業それぞれにおいて、産地の収益性向上に向けた目標を設定しています。

一つ目の園芸基幹品目の生産拡大面積については、白ねぎや高糖度かんしょ等の生産拡大や参入企業等による果樹の新植が順調に進み、累計面積は目標を大幅に上回る160ヘクタールとなりました。

二つ目の高能力な繁殖雌牛の保留頭数については、ゲノム育種価評価の活用により、優良な遺伝子を有する繁殖雌牛の選抜を推進し、累計686頭となりました。

三つ目の早生樹による再造林面積では、苗木の確保に向けて採穂園や育苗施設の整備を推進し、四つ目の基幹魚種の漁協取扱額においては、マーケットニーズに対応した販路拡大支援を行うなど、各分野で産地の収益性向上に向けた取組が進み、4指標中3指標で目標を達成しています。

次に、右側の結果指標について御説明します。本指標は、国の実績公表等の時期が1年遅れとなるため、令和6年実績について御報告します。

まず、上段の産出額については、4月の初委員会で御説明したとおり、農業では園芸基幹品目の産地拡大や畜産の生産基盤の強化に加え、

米や野菜、果実等の価格上昇も相まって1,498億円となり、5年連続で増加し、目標を達成しています。

林業では、木材生産の産出額が減少した一方で、栽培きのご類の産出額が増加したことで205億円となり、目標を概ね達成しています。

水産業では、漁業生産量が減少したものの、養殖ブリ類の価格が堅調に推移したことで374億円となり、目標を概ね達成しています。

最後に、下段の輸出・付加価値額について御説明します。

農業では、台湾や米国への牛肉の輸出額が増加したことに加え、食品加工に係る付加価値額の増加により175億円となりました。

林業については、円安等を背景として中国向けの丸太輸出が拡大しました。水産業では、養殖ブリの米国向け輸出が減少したものの、養殖ブリの加工施設の整備により、加工食品の付加価値額の向上が図られました。これらの結果、農業・林業・水産業いずれにおいても目標を達成しています。

このように、全13指標のうち達成が10指標、概ね達成が3指標となり、計画に基づく取組は着実に進んでいるものと考えていますが、最終年度である令和15年度の目標達成に向けては道半ばです。

また、各指標の課題の欄に記載しているように、人口減少による担い手不足や温暖化の影響等の喫緊かつ長期的な共通課題のほか、各分野において生産から流通に至るまで様々な課題があります。さらに、足元では、担い手は物価高騰や資材不足の影響も受けています。

このような一つ一つの課題に対し、現場の声を聞きながら積極的に向き合い、必要な施策を講じることで、本県農林水産業の発展を目指します。

引き続き、委員の皆様と情報を共有しながら取り組みますので、よろしくお願いします。

**首藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

**木田委員外議員** 一つだけすみません。今の説明の右上の算出額ですね。農業は124%達成ということですが、これは基準値が古いというか過去の数字で、目標値があまり変わらない1,208億円に対してということで、これは物価上昇率という点で、農業生産品というのは、いろいろな価格変動、天候とか、今、ウクライナのことから全部上がってきているんですが、それらの要因を踏まえたとき、果たしてこれが124%達成ということになるのかどうか、その辺はどう分析されているのかですね。

**宮成農林水産企画課長** 物価の上昇等も踏まえて、この目標をつくっております、最終年度の目標が1,291億円となっております。基準値が、これは新型コロナウイルスの影響等を平準化するために、平成30年から令和4年までの平均ということで1,200億円にしておりますが、その他の様々な要素を加味して、10年後の目標を1,291億円としてるところです。

実績が令和7年度で1,498億円ということで、既にここはクリアしているんですが、昨今の状況を見ましても、このようにずっとうまくいき続けるかも分かりませんので、引き続き様々な施策を講じながら、目標をコンスタントにクリアしていけるように取り組んでいきたいと思っております。

**木田委員外議員** やはりこういった評価の仕方というのは、しっかり行わなくちゃ、正しく評価できなくなりますよね。これが何のためにこのことに取り組むのかを考えたときに、インフレ要因でクリアしているだけであつたら、本来目的とするところは達成できていないわけですので、その辺はしっかりどこかで指標の仕方を見直すなり、そういうことが必要だと思いますので、よろしくお願いします。

**宮成農林水産企画課長** そのために技術向上であるとか、さきほど審議監からも説明ありました規模拡大、農地の集積であるとかスマート技術の導入であるとか、経営の多角化とか、そう

いったところに力を入れて進めていきたいと思っております。

**首藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** ほかに御質疑等もないので、次に②について報告をお願いします。

**工藤森との共生推進室長** 資料の9ページをお願いします。

鳥獣被害とその対策について、御報告します。

まず、左上の1鳥獣被害額の推移を御覧ください。令和7年度は、被害面積は減少したものの、水稻をはじめ農作物の単価上昇により被害額が増加したことから1億7,500万円となり、前年度より約1,800万円増加しました。加害鳥獣別の被害額割合は、その下の円グラフにあるように、イノシシ被害が61%を占め、その右の被害額の増減は、イノシシ、シカ、その他ともに前年度より増加しています。

次に、その下の2振興局別被害額を御覧ください。予防・集落環境対策などの取組を行ったものの、南部及び豊肥振興局ではシカによる農産物被害、西部振興局ではカワウによる水産物被害、北部振興局ではイノシシによる農産物への被害が増加しています。

次に、右上の3捕獲頭数の推移を御覧ください。令和7年度のイノシシとシカの総計は7万1,832頭で、シカについては5万277頭と過去最多の捕獲頭数となっています。

その下、4令和8年度の主な取組として、(1)予防(集落環境)対策では、集落自らによる被害対策が重要であるため、被害集落におけるサポートチームによる継続的な伴走支援の取組を県全域に拡大し、防護柵の設置要件の緩和による集中的・計画的な設置をするなど、集落が一体となった被害対策を推進するとともに、新たにイノシシによる農作物被害対策強化として、防護柵の地際補強による機能強化を支援します。

(2)捕獲対策では、現行の捕獲対策により、全国2位の捕獲頭数という実績を挙げていることから、引き続きシカの妊娠期にあたる猟期内及びジビエ利用促進のための捕獲報償金上乘せ

に加え、県内一斉捕獲の実施などにより捕獲圧の強化を図ります。

(3) 狩猟者確保対策では、狩猟免許所持者の66%が60代以上と高齢化が懸念される中、40代以下の狩猟免許所持者は10年前に比べ約2倍の1,100人を超えているところです。この捕獲体制を維持強化するため、狩猟免許試験等の手数料の免除について令和15年度まで継続するとともに、大学生等を対象に狩猟の魅力を伝えるセミナーなどを開催します。

(4) 獣肉利活用対策では、新たにジビエ処理施設の設備整備に係る支援などにより、県産ジビエの消費及び需要の拡大を図ることとしています。

また、本年度は5年ごとに更新する第14次鳥獣保護事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を策定します。これらの計画により、イノシシやシカの頭数を管理します。

これら取組を進めていくことで、さらなる被害軽減に努めます。

**首藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

**堤委員** 令和7年のイノシシがやけに下がっていることは、特別な理由はあるんですか。

**工藤森との共生推進室長** イノシシの捕獲頭数の特徴ではありますが、1年ごとに多い年と少ない年を繰り返しております。これは捕獲が多かった年については、捕獲によって減少したことによって、翌年については捕獲頭数が減少すると。ただし、イノシシは一度の出産で多くの子どもを産むという繁殖力が強い要素がありますので、また翌年には頭数が増加することが要因と考えております。

**阿部委員** この鳥獣被害というのは大変な状況だと思うんですけども、もう少し取組をしつかりした体制でやっていかないと、もうこれは随分前々からこの問題は提起されてきているわけですよね。そういう中で、私はイノシシもシカも捕ったことないんでよく分からないんですが、イノシシを捕ったときに市町村に尻尾を持っていけば、この報奨金っていうんですか、1

頭につき今は5千円ですかね、それが出るということ。実は昨日、ある県の実業衛生協会が大会があったんですけども、そこでジビエをやっている人からの提案もいろいろ出てきたわけ。それによると、シカとかイノシシを捕った人たちが、猟期じゃないときにわなで捕ったりしたときに、山に放置してしまうと。もう肉も取れる部位だけ取って、あとはもう内臓から全部そのまま放置して。また穴を掘っても、もう本当に浅い穴でそのまま埋めてしまう。その後、今度はそれを好むほかの獣が掘り返して云々という話を聞いたんですが、そういう情報は入ってきているんですか。

**工藤森との共生推進室長** 県としては、捕獲鳥獣については、なるべくジビエとして獣肉の利活用をしていただくようお願いしているところですが、実際全てのものがジビエ利用されているわけではなく、委員おっしゃるとおり捕獲した後、その尻尾を取って、不必要な部分は山に。こちらとしては、深く穴を掘って埋設するよう指導しているんですが、一部では掘りが足りなくて表面化しているところもあると聞いています。そのことについては、引き続き猟友会とかを通じて、狩猟者に対して指導していきたいと考えております。

**阿部委員** 部長、この鳥獣被害対策についてはいろんな問題点が出てきていると思うんですよ、もう現在。これからはまだ出てくると思うんですよ。いろんな対策はしていますけれども、その対策がまた裏を返されるような状況も出てくるので。また、これからやっぱり窓口を市町村のどこか一個に絞るとか、例えばもう少し市町村を統一して何か基準をつくるとか、そういう体制を取っていかないと、それぞれ市町村でばらばらでやっているようなことも耳にしますんで、そこをしっかりと。そして、例えば、もう今年は特に被害が出そうだという時は、報奨金を今年だけは5千円を1万円に上げるとか、そうじゃないときは5千円にするとか。この報奨金の変動もあっていいんじゃないかな。あまり極端になると、もう捕る人と捕らない人が出てくるけれどもね。だから、そういうよう

な、ある程度県下で統一したものが必要じゃないかなと思うし、そういう対策室も設ける時期じゃないかなと思うので、そこのところも検討してください。今どうするっていうのは結構ですから。

**石井農林水産部長** ありがとうございます。

この鳥獣被害対策の分については、私も現場にずっとおりましたので、そうした市町村、それから猟友会からいろんな意見も聞いておりますし、その意見を聞いて、次の対策を立てる場として、地域で本部会議というのを設けております。私どもは全体の県の本部会議もあるし、地域の本部会議もあると。その中で、市町村の中での統一というのも図っておりますし、それから、もう一つお話がありました報奨金も、単価は変わりませんが、さきほど申し上げたイノシシがやっぱり年によって多い年と少ない年がありますので、そこを見据えて予算措置をしております。

確かに全体的な取組として、少しだけでも、継続感といいますかマンネリ感といったところも否めないところがありますので、次期対策に向けてこれからしっかり考えていきたいと思えます。

**麻生副委員長** 今の件で、集落環境対策で取組モデルを創出すると。今年度ね。去年までずっといろいろ試行錯誤を続けて、今年度やるということなんだけれども、以前から言っているように、もう夏の一番暑い時期に農家は生産に集中してもらおうと。そして、例えばイメージ的にはＪＡのアグリかな、そういうグループを組んで防護柵を設置していきなり、防護柵の外に電柵をやる部隊がもう別に市町村ごと、基礎自治体ごとにいるような形じゃないとなかなか難しいなということを申し上げ続けているんですけども、是非今年度は、そういう形の今までにない効果の上がる形を創出していただいて、全県に広げていただければなと。問題は、それをやる人だと思うのでね。経験値のある方々がいかにやるか。そのためには、森との共生推進室とやっぱり生産のいろんな、水稻なら水稻とか分野によって違うでしょうから、その辺

うまく連携を図って頑張ってもらいたいと思います。

**首藤委員長** いいですか、答弁は。（「はい、いいです」と言う者あり）

**福崎委員** すみません。遅れて来まして申し訳ないです。

狩猟者確保対策についてちょっと教えてほしいんですが、ここには大学生等への魅力を伝えると書いてあるけれども、学生が狩猟に対してどういう魅力を持っているのかなというのがちょっと分からないというか、想像がつかないんで、教えてください。

それと、大学生で狩猟者として登録している方がどのくらいいるのか。内訳ですね。

それと、大分レディースハンタークラブですね。私も山にちょっと行ったときに、女性の狩猟者が箱わなの点検に回っているのを見かけて、女性の方もこうやってイノシシの確保とかされているんだなというのはちょっと目にしたんですが、今、レディースハンターに登録されている方がどのくらいで、クラブとしてどんな団体があるのかという内訳を教えてください。 **工藤森との共生推進室長** 大学生に対する狩猟セミナーなんですけど、狩猟の魅力を伝えるということで、まず、狩猟制度の仕組み、また、実際、狩猟の体験ができるようなゲーム感覚の設備ですね。それによって、実際の猟銃がどんなものか体験していただく。あと、実際のわなのついてどのように設置するとか構造とかの説明をして、最後にはジビエを利用した料理とかも試食していただき、狩猟についての仕組み、魅力について理解していただくセミナーを行っております。

大学生の狩猟の免許を取っている方ですが、ちょっと今現在把握はしておりません。申し訳ありません。

また、レディースハンターについては、女性の会員で組織されておりますが、平成２８年８月に設立しておりまして、現在４１名が会員となって、日々、女性ならではの取組や広報活動とかそういうことに取り組んでいただいているところです。

**福崎委員** 大学生に魅力を伝えるセミナーは分

かったんですが、何となく本当に狩猟していくところにつながっていているのかなっていうのは、ちょっと話を聞いて思いました。何か楽しんでもらいたい、知ってもらいたいぐらいじゃ狩猟まで行き着くのかなという気がするんで、そこら辺はしっかり、本当に狩猟者を確保しようとするならば、もう少し考えた方がいいのかなとちょっと感じたので、そこはお伝えしときたいと思います。回答は要りません。

**首藤委員長** ほかに御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** ほかに御質疑等もないので、次に③について報告をお願いします。

**森迫農地計画課長** 令和9年度に着工予定の国営事業等について御説明します。

資料の10ページをお願いします。

国営かんがい排水事業駅館川二期地区の令和9年度事業着工についてです。

当地区では、令和元年度からの5年間の地区調査を経て、令和6年度から本年度までの3年間全体実施設計を行っております。令和9年度の事業着工に向け、8月の国の概算要求に計上される予定ですので、その内容等について御報告します。

1 農業水利施設の現状と課題についてです。当地域の農業水利施設は昭和年代に整備され、40年以上が経過していることから、老朽化による機能低下や突発事故が多発し、維持管理に多大な費用と労力を費やしています。また、水田への高収益作物の導入や安心院地域での大規模園芸団地の再編整備が進んだことなどから、当時の用水計画と現状の排水に乖離が生じてきています。本地域の水源となる日出生ダム、日指ダムについては、現在の耐震基準を満たしていない状況です。

2 事業の対象施設ですが、図の左下の1の青丸が日出生ダム、右側の2の青丸が日指ダム、間の赤線の山中部導水路、緑で表示した頭首工、

青線の国営幹線水路、これらを今回更新整備するものです。

右上の3事業概要についてです。本事業の目的は、水路補修、用水管理システムの整備や平田頭首工掛りの受益の一部を宇佐西部頭首工掛りへ用水計画を再編し、さらには日出生、日指ダムの耐震対策を行う3点です。

受益面積は、安心院、院内、平野部の全体で5,488ヘクタール、事業費は約464億円、工期は令和9年度から令和24年度の16年間で予定しています。

事業費負担は、三つの工種で負担割合が異なります。なお、水路施設整備については、5%の地元負担を伴いますが、国の制度を活用するなど軽減対策にも取り組む予定です。

4今後のスケジュールについてです。令和9年度の着工に向けて、本年9月以降、土地改良法に基づく手続を開始し、11月には受益者からの事業同意の取得をはじめ、令和9年7月に着工する予定となっております。

県としても、市や改良区、地元と連携し、同意取得や各種手続等をしっかり進めていきたいと考えております。

次に、資料の11ページをお願いします。

大野川上流地区における大蘇ダムの国直轄管理についてです。

当地区では、令和4年度からの3年間の浸透調査を踏まえ、令和6年度末に大蘇ダム等の基幹水利施設を国が直接管理する直轄管理事業を導入する旨、表明したところです。令和9年度の事業着手に向け、8月の国の概算要求に計上される予定ですので、その内容等について御報告します。

1これまでの経緯についてです。大蘇ダムは令和2年4月に供用開始されましたが、その後も想定以上の浸透が見られたことから、国は令和4年度から3年間、浸透メカニズムの調査を行いました。その結果、満水時に最大1日2万5千立方メートルの浸透が確認されたことから、追加の浸透抑制対策を令和7年度から開始するとともに、地元のダム管理負担軽減のために、国直轄管理事業を令和9年度から導入すると表

明しました。

2 浸透状況と追加の浸透抑制対策についてです。まず浸透状況ですが、図の右下の緑色で着色した堤体上流堤敷部において、全体浸透量の2割、ピンク色の貯水池内法面部が2割、黄色部分の貯水池上流部、いわゆる未対策部分で6割の浸透が発生しているとなっています。これらの浸透抑制対策として、ピンク色の部分では、吹付けコンクリートの目地部分の補修、黄色部分では池底にアスファルトマットの敷設や地盤改良を新たに行う予定です。また、河川上流の水量確保のため、オレンジ色の河床浸透抑制対策も実施予定です。

3 事業概要についてです。国が独自で実施している浸透抑制対策とは別に、浸透が継続しているダムからの大分・熊本両県への配水調整には、高度の技術力を必要とするため、今回、基幹水利施設の管理者を地元の維持管理協議会から国直轄へ変更するものです。大蘇ダムや平川頭首工、導水路といった基幹水利施設の維持管理について、貯水観測や保守点検等の業務を国が自ら実施します。令和9年度から年間7,500万円程度で実施する計画です。事業費の負担については、国が77.5%、残りの22.5%を県と市村が持つようになっています。内訳は表のとおりとなります。

4 今後のスケジュールですが、本年11月からは事業の同意取得を始める予定で、最短で令和9年7月から直轄管理事業に着手できる見込みです。県としても、事業着手に向けて、市や地元と連携し、同意取得を進めたいと考えております。

**首藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 別に御質疑等もないので、次に④について報告をお願いします。

**宮成農林水産企画課長** 資料の12ページをお

願います。

令和8年度へ繰越した令和6年度予算の再度繰越（事故繰越し）についてです。

こちらは、昨年度執行していた令和6年度からの繰越明許予算について、事業推進上の理由から事業が完了せず、令和8年度へ再度繰越する必要が生じた予算です。

令和8年度の再度繰越しの総額は、赤い太枠に示すとおり4億9,425万8千円で、令和5年7月豪雨に伴う災害復旧関係事業の影響があった昨年度と比較して18億5,512万7,476円の減となっています。

今回の再度繰越しの主な要因としては、暗渠排水等の基盤整備にあたり、地元との協議や設計の見直し等に不測の日数を要したことなどが挙げられます。

今回再度繰越しとなった事業については、全て着工済みであり、進捗管理を徹底し、年度内の早期完成を図ります。

**首藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 別にないので、これをもって農林水産委員会を終わります。

執行部の皆様はお疲れ様でした。

委員の皆様はこの後、協議を行うので、このままお待ちください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

**首藤委員長** これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査についてお諮りします。

各事項について閉会中、継続調査をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。詳細について、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**首藤委員長** ただいま説明のあった行程の内容について、御意見等はありませんか。

〔協議〕

**首藤委員長** 調査先の詳細等については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** それではそのようにします。

行程は、次回の第3回定例会の委員会で正式決定をしたいと思います。今後、事務局は適宜委員と情報を共有しながら行程の作成をしてください。

**首藤委員長** この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**首藤委員長** 別がないので、これをもって農林水産委員会を終わります。

お疲れ様でした。